令和８年第１回後志広域連合議会臨時会会議録

令和8年　8月25日　開 会　　会期日数　1日間
令和8年　8月25日　閉 会　　開議日数　1日間

後志広域連合議会

令和８年第１回後志広域連合議会臨時会

○　招集年月日　　令和８年８月６日

○　招集の場所　　ホテル第一会館　３階会議室

○　開　　会　　令和８年８月２５日（火曜日）　１３時２８分　議長宣告

○　議事日程

仮議席の指定
1　会議録署名議員の指名
2　会期の決定
3　議席の指定
4　諸般の報告
5　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和７年度後志広域連合一般会計補正予算（第３号））
6　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて
（令和７年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第４号））
7　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて
（令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号））
8　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて
（令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号））
9　議案第１号　令和８年度後志広域連合一般会計補正予算（第１号）
10　議案第２号　令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
11　議員の派遣について

○　出席議員（１５名）

議長１６番	岩　井　　英　明（赤井川村）	１番	堀　　清（古平町）
２番	山　本　　俊　三（積丹町）	３番	堤　　富佐代（留寿都村）
４番	後　藤　　諭（島牧村）	５番	嶋　田　　茂（仁木町）
７番	小　川　　泰　樹（喜茂別町）	８番	熊　谷　　雅　幸（蘭越町）
９番	古　谷　　眞　司（倶知安町）	１０番	稲　葉　　寛　久（神恵内村）
１１番	陰　能　　裕　一（真狩村）	１２番	浅　井　　文　博（共和町）
１３番	三　浦　　弘　文（泊村）	１４番	菅　　一（黒松内町）
１５番	青　羽　　雄　士（ニセコ町）		

○　欠席議員（　１名）
６番　中　村　　厚　子（京極町）

○　地方自治法第１２１条の規定により出席を求めた者

広域連合長	鎌　田　　満
代表監査委員	佐　藤　　嘉　己

○　出席説明員

副広域連合長	北　川　　淳　一
事務局長兼総務課長	髙　橋　　俊　光
会計管理者	白　川　　博　順
税務課長	中　野　　光　規
国民健康保険課長	二　宮　　清　司
介護保険課長	田　中　　哉　利

総務課総務係長	松田　典明
税務課滞納徴収係長	萬年　博文
国民健康保険課国保係長	加藤　有華
国民健康保険課保険給付係長	岩崎　めぐ美
介護保険課介護保険係長	谷井　彩乃
介護保険課事業推進係長	松尾　真由美
介護保険課保険管理係長	村山　弘樹
介護保険課介護給付係長	上妻　竜一

○　出席事務局職員

事務局長	髙橋　俊光
書記	松田　典明

○　会議録署名議員

7番　小川　泰樹（喜茂別町）　　8番　熊谷　雅幸（蘭越町）

開会１３時２８分

○　議長（岩井英明）

それでは、全員揃いましたので、日程に入る前に、このたび新たに広域連合議会議員に選出されました議員の紹介をいたしたいと思います。

島牧村議会の後藤議員です。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○　議員（後藤諭）

後藤です。

よろしくお願いします。

◎開会、開議の宣言

○　議長（岩井英明）

それでは、ただいまの出席議員数は１５名であります。

６番中村議員から欠席の届けが出されております。

定足数に達しておりますので、令和８年第１回後志広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○　議長（岩井英明）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１０９条の規定により、７番小川議員、８番熊谷議員を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○　議長（岩井英明）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果、本日１日限りとの報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第３　議席の指定

○　議長（岩井英明）

日程第３、議席の指定を行います。

会議規則第３条第２項の規定によって、後藤議員は、４番の議席を指定いたします。

◎日程第４　諸般の報告

○　議長（岩井英明）

日程第４、諸般の報告をいたします。

本臨時会に提出された議案につきましては、既に配付いたしている議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から３月から７月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせをいたします。
次に、地方自治法第１２１条の規定による説明員は、お手元に配付いたしております一覧表のとおりでありますが、鎌田連合長につきましては、入院のため欠席する旨、届けがありましたのでご報告いたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第５～６　承認第１号～第２号

○　議長（岩井英明）

日程第５、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度後志広域連合一般会計補正予算（第３号)」、日程第６、承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第４号)」は、関連がありますので、一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○　事務局長（髙橋俊光）

はい、議長。

○　議長（岩井英明）

髙橋事務局長。

○　事務局長（髙橋俊光）

承認第１号及び第２号について、一括してご説明申し上げます。
令和７年度の一般会計及び介護保険事業特別会計の補正予算は、令和６年度に京極町が実施した重層的支援体制整備事業において、補助対象経費に対する特定財源の未充当が判明したため、国、道に対する交付金及び第１号介護保険料の返還が生じ、所要の補正予算を講じたものであります。
なお、これを専決処分としたのは、国、道に対する交付金の返還期限が４月に設定されたことによるもので、特に緊急を要するため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付けで専決処分をさせていただき、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
補正予算の概要につきまして、議案の補足資料をお配りしておりますので、併せてそちらをご覧ください。
それでは、内容をご説明いたします。
令和７年度後志広域連合一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億128万1,000円とする。
第２項の朗読は、省略させていただきます。
令和８年３月３１日専決処分、後志広域連合長鎌田満。
事項別明細書の歳入からご説明いたします。
５ページをご覧ください。
６款、２項、２目「雑入」、補正額60万8,000円。２節「雑入」、60万8,000円。過年度分、重層的支援体制整備事業委託料返還金60万8,000円。これは、令和６年度に京極町で委託料として支出した、国、道交付金と第１号介護保険料の返還金です。
続いて、歳出です。
６ページをご覧ください。
３款、１項、１目「社会福祉総務費」、補正額43万4,000円。２２節「償還金利子及び割引料」、43万4,000円。これは、国、道に対する交付金返還金です。
２目「老人福祉費」、補正額17万4,000円。２７節「繰出金」、17万4,000円。介護保険事業に対する保険料返還分です。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○　介護保険課長（田中哉利）

はい、議長。

○　議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○　介護保険課長（田中哉利）

それでは、承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第４号)」について、ご説明いたします。

一般会計と同じく、１枚ものの議案の補足資料を添付しておりますので、議案と併せてご覧いただきたいと思っております。

本件は、先ほどの承認第１号の令和７年度一般会計補正予算と連動する内容となっていることから、専決処分による補正とさせていただいたものでございます。

具体的な補正内容の説明に入る前に、重層的支援体制整備事業の会計区分について、ご説明いたします。

重層的支援体制整備事業は、介護保険法ではなく、社会福祉法に基づいて実施されている事業であり、その基本となる経費につきましては、介護保険事業特別会計ではなく、一般会計から支出する仕組みとなっております。一方で、この事業の財源構成には、高齢者福祉の側面もあるため、介護保険事業特別会計からの繰出金も一部含まれております。

そのため、今回の補正にあるとおり、一般会計の返還金の一部については、介護保険事業特別会計に繰り戻す必要がございます。

以上が、本事業に係る法的な位置付けと予算上の会計区分となっております。

これを踏まえまして、補正の概要をご説明いたします。

重層的支援体制整備事業は、京極町のみが実施しており、令和６年度分の事業費については当該年度において、既に決算を完了しているところでございます。

一方で、国庫負担金及び道負担金につきましては、翌年度に精算される仕組みとなっており、今回、本広域連合の決算終了後、国から疑義照会がございまして、こちらを確認いたしましたところ、京極町の実績報告において、歳入の計上漏れがあったことが判明いたしました。

その結果、対象経費の減額が生じ、これに伴って国庫負担金、道負担金及び第１号保険料等のそれぞれにおいて精算返還が発生することとなったものでございます。

以上が、補正の概要となっております。

それでは議案の方をご覧ください。

令和７年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第４号)。

令和７年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,901万5,000円とする。

第２項については、省略いたします。

令和８年３月３１日専決処分、後志広域連合長鎌田満。

それでは、事項別明細書の５ページ、歳入をご覧ください。

７款、１項、２目「重層的支援体制整備事業繰入金」、17万4,000円の追加。こちらにつきましては、重層的支援体制整備事業に係る第１号保険料負担分であり、一般会計からの繰入金となっております。

次に６ページ、歳出をご覧ください。

４款、１項、１目「介護保険基金積立金」、歳入と同額を介護保険基金へ積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長（岩井英明）
説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。

○　議長（岩井英明）
これより討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
討論なしと認めます。
これより承認第１号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

○　議長（岩井英明）
次に、承認第２号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、承認第２号は承認することに決定いたしました。

◎日程第７～８　承認第３号～第４号

○　議長（岩井英明）
日程第７、承認第３号「専決処分の承認を求めることについて（令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号)」、日程第８、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号)」は、関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。
提案理由の説明を求めます。

○　介護保険課長（田中哉利）
はい、議長。

○　議長（岩井英明）
田中介護保険課長。

○　介護保険課長（田中哉利）

それでは、承認第３号と第４号の専決処分の承認を求めることについては、関連がございますので一括してご説明いたします。

第３号につきましては、令和７年度の税制改正によるもの、第４号につきましては、令和８年度の介護保険制度の改正によるシステム改修であり、いずれも本年度の当初賦課業務に影響を及ぼさないよう、速やかに着手する必要があったため、専決処分とさせていただいたものでございます。

システム改修が２回に及んだのは、それぞれの制度改正に係る国からの通知が、時期を分けて発出されたためでございます。このため、通知内容に応じて必要な改修を順次実施をしたところでございます。

なお、現時点でこのシステム改修に係る補助金について示されておりませんが、原因が、国の税制改正や制度改正によるものであることから、一定の財政措置がなされるものと考えているところでございます。

まず、承認第３号「専決処分の承認を求めることについて（令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号））」の概要について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、令和７年度税制改正に伴う、前年度非課税者に係る特例減免に対応するための介護保険システム改修費用の補正でございます。

内容につきましては、令和７年度の税制改正によって、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

このことによって、所得金額が下がると、介護保険料が低く算定され保険料収入の不足が懸念されることから、令和８年度に限り給与所得控除を従前の55万円とみなして保険料を算定するという特例的な取り扱いがなされ、システム改修を必要としたところでございます。

こちらにつきましては、令和７年度中に対応済みでございます。

しかし、その一方で、それまで住民税が非課税であった者が、税制改正に伴う就労調整を行った場合、この特例的な取り扱いをすることによって、介護保険料の計算上は課税対象と判定され、保険料段階が上がってしまう、こういった事象が生じることになってしまいます。

これらを回避するため、こうした被保険者に対しては、令和７年度と同じ段階の保険料に据え置くことができる減免措置を講じるよう、国から通知が追加で示されたところでございます。

その特例的な減免対象となる被保険者をシステム上で判定するため、改修する必要が生じたものとなっております。

以上が、補正の概要となっております。

続きまして、具体的な補正の内容の内訳についてですが、本件は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ65億8,852万1,000円とするものでございます。

事項別明細書５ページ、歳入の方をご覧ください。

２款、１項、１目「広域連合負担金」、232万3,000円の追加。事務費等町村負担金となっております。町村ごとの負担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

続いて、７ページの歳出をご覧ください。

１款、１項、１目「一般管理費」、232万3,000円の追加。今回のシステム改修に係る業務委託料でございます。

続けて、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号））」の概要について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、令和８年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修費用に係る補正でございます。

改修の内容は大きく分けて二つあり、一つ目は、老齢基礎年金額の引き上げに伴う基準所得金額の変更等介護保険施設における特定入所者介護サービス区分の細分化、支給額の見直しであり、もう一つにつきましては、国への月次年次報告の様式変更となっております。

費用につきましては、基準所得金額の変更に係る部分が519万1,000円で、報告様式の変更については641万2,000円となっております。

以上、合わせた改修費用の合計は1,160万3,000円となっております。

続いて、議案の方をご覧いただきたいと思います。
本件につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに1,160万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ66億12万4,000円とするものでございます。
事項別明細書の５ページをご覧ください。
歳入につきましては、２款、１項、１目「広域連合負担金」、1,160万3,000円の追加。事務費等町村負担金となっております。町村ごとの負担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。
次に、７ページの歳出をご覧ください。
１款、１項、１目「一般管理費」、1,160万3,000円を追加。今回のシステム改修に係る業務委託料となっております。
以上で、説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長（岩井英明）
説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
討論なしと認めます。
これより、承認第３号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、承認第３号は承認することに決定いたしました。

○　議長（岩井英明）
次に、承認第４号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、承認第４号は承認することに決定いたしました。

◎日程第９～１０　議案第１号～第２号

○　議長（岩井英明）
日程第９、議案第１号「令和８年度後志広域連合一般会計補正予算（第１号）」、日程第１０、議案第２号「令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」は、関連があ

りますので一括議題といたしたいと思います。
提案理由の説明を求めます。

○　事務局長（髙橋俊光）
はい、議長

○　議長（岩井英明）
髙橋事務局長。

○　事務局長（髙橋俊光）
議案第１号及び第２号について、一括してご説明申し上げます。
令和８年度の一般会計及び介護保険事業特別会計の補正予算は、令和７年度の低所得者保険料軽減事業及び重層的支援体制整備事業の精算により、国、道からの追加交付及び返還が生じたものと、過年度の収入を介護保険事業会計へ繰り出しするため、所要の補正予算を講じたものであります。
それでは、内容をご説明いたします。
議案第１号「令和８年度後志広域連合一般会計補正予算（第１号）」。
令和８年度後志広域連合一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,345万円とする。
第２項の朗読は、省略させていただきます。
令和８年８月２５日提出、後志広域連合長鎌田満。
事項別明細書の歳入からご説明いたします。
５ページをご覧ください。
２款、２項、２目「重層的支援体制整備事業交付金」、補正額41万3,000円。２節「過年度分」、41万3,000円。精算による国からの追加交付です。
６ページをご覧ください。
３款、１項、１目「低所得者保険料軽減道負担金」、補正額1万円。２節「過年度分」、1万円。精算による道からの追加交付です。
２項、２目「重層的支援体制整備事業交付金」、補正額20万7,000円。２節「過年度分」、20万7,000円。同じく精算による道からの追加交付です。
続いて、歳出です。
７ページをご覧ください。
３款、１項、１目「社会福祉総務費」、補正額32万5,000円。２２節「償還金利子及び割引料」、32万5,000円。これは、国、道に対する交付金返還金です。
２目「老人福祉費」、補正額30万5,000円。２７節「繰出金」、30万5,000円。低所得者保険料軽減事業及び重層的支援体制整備事業の過年度分収入がありましたので、介護保険事業会計へ第１号介護保険料分として繰り出すものであります。
以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○　介護保険課長（田中哉利）
はい、議長。

○　議長（岩井英明）
田中介護保険課長

○　介護保険課長（田中哉利）
それでは、議案第２号「令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」について、ご説明いたします。
一般会計と関連する部分につきましては、重層的支援体制整備事業及び低所得者保険料軽減負

担金の過年度精算分となっております。
こちらにつきましては、一般会計から繰り入れ、これを介護保険基金へ積み立てするものとなっております。
そのほかにつきましては、例年と同様の措置となりますが、前年度繰越金の確定と各種事業の実績確定による追加交付及び国、道、支払基金への返還と基金の積み立てとなっております。
それでは、議案の方をご覧ください。
議案第２号「令和８年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第３号)」。
令和８年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,786万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,798万7,000円とする。
２項につきましては、省略いたします。
令和８年８月２５日提出、後志広域連合長鎌田満。
それでは、事項別明細書の歳入からご説明いたします。
５ページをご覧ください。
３款、２項、３目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業)」、660万8,000円の追加。令和７年度地域支援事業交付金の国からの追加交付分となっております。
次に、６ページをご覧ください。
５款、２項、２目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業)」、303万2,000円の追加。令和７年度地域支援事業交付金道の追加交付となっております。
続いて、７ページをご覧ください。
７款、１項、１目「低所得者保険料軽減繰入金」、1万円の追加。令和７年度低所得者保険料軽減負担金道からの追加交付に係る一般会計からの繰入金となっております。
低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険法第１２４条の２において、市町村は、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるとなっており、こちらに基づいて繰り入れするものでございます。
２目「重層的支援体制整備事業繰入金」、29万5,000円の追加。令和７年度重層的支援体制整備事業の精算に伴う一般会計からの繰入金となっております。内訳につきましては、国の交付金相当分については、21万3,000円。道交付金相当分については、8万2,000円となっております。
補足としてですが、重曹的支援体制整備事業の第１号保険料充当分につきましては、特別会計から繰り出しておりますが、令和７年度の精算時において、国、道からの交付金不足分を一時的に第１号保険料で賄っていた経緯がございます。
今回の実績確定に伴いまして、当該不足分を介護保険特別会計へ戻す、繰り出す処理を行うものでございます。
８ページをご覧ください。
８款、１項、１目「繰越金」、1億5,791万8,000円の追加。令和７年度事業確定に伴いまして、繰入金が確定したため、増額するものでございます。
続きまして、歳出についてご説明いたします。
９ページをご覧ください。
４款、１項、１目「介護保険基金積立金」、8,537万9,000円の追加。令和７年度決算に伴い繰越金が確定したため、国、道、支払基金への返還金及び第１号保険料還付金を除いた額を追加するものでございます。
参考までに、令和７年度末の基金の残高につきましては、4億9,722万6,000円で、令和８年度につきましては、1億4,207万6,000円を取り崩す予定となっております。
次に、１０ページをご覧ください。
６款、１項、１目「償還金」、8,248万4,000円の追加。令和７年度に交付された国、道、支払基金からの介護給付費負担金等について、事業の確定に伴う超過交付分を返還するものとなっております。
以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長（岩井英明）
説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。
討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
討論なしと認めます。
これより、議案第１号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

○　議長（岩井英明）
次に、議案第２号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議員の派遣について

○　議長（岩井英明）
日程第１１、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり、派遣することにいたしたいと思います。
派遣する場合の出張及び細部の取り扱いにつきましては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○　議長（岩井英明）

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和８年第１回後志広域連合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会１３時５９分

上記会議の経過は、書記　松田典明の記載したものであるが、

その内容の相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長　岩井克明

署名議員　小川泰樹

署名議員　熊谷雅幸